

「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」に関する意見の募集について

(意見)

1. 最高裁で違法無効とされた省令の条項を前提とした経過措置を延長するということが自体に合理性がない。
2. 対面原則を前提とした規制には合理的根拠がない。厚生労働省は最高裁判決の趣旨も踏まえ、対面原則を撤廃し、販売経路に関わらず安全性を向上させるために必要なルールを決め、全ての一般用医薬品の通信販売が認められるようにすべきである。

(理由)

1. 先般の最高裁判決では、関連する省令の条項そのものが違法無効と判断されたにも関わらず、その条項に基づく規制の経過措置を継続し延長するのは、最高裁判決の趣旨を無視するものとも言えるものであり、合理性がない。
2. 厚生労働省は、最高裁判決後「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」を設置し、議論を重ねているが、いまだに、ネット販売に起因して発生した一般用医薬品の副作用報告データは提示されておらず、代理購入が認められているにもかかわらず対面販売でなければならないとする根拠も示されていない。立法事実や合理的根拠が無いなかで、「職業活動の自由を相当程度制約する」販売規制を行えば、憲法上重大な問題が発生することが明白である。

以 上